

第2章 認可地縁団体について

1 自治会の法人化（認可地縁団体）について

平成3年の地方自治法改正前まで、自治会が保有する集会所の土地や建物などの不動産については、自治会が法人格を取得することが不可能だったために、会長や役員の方々など個人又は共有の名義で登記されている場合が多くありました。個人の名義で登記されている場合に、登記名義人の個人の財産と自治会の財産を混同して処分したり、登記名義人の債権者が自治会の財産を差し押さえたり、また共有名義になっている場合には、相続登記が困難なことなど様々な問題が生じることがありました。

こうしたことから、平成3年に地方自治法の一部が改正され、集会所や土地などの地域的な共同活動を行うための資産を保有している自治会等（以下「自治会」）は、市長に申請し認可を受けることで認可地縁団体として法人格が持てるようになり、自治会名義で自治会の土地等の財産を登記することができるようになりました。

さらに、令和3年の地方自治法改正により、地域的な共同活動を円滑に行うため、不動産等を保有しなくても認可を受けることが可能となりました。

(1) 認可地縁団体の性質

- ① 認可地縁団体は、規約に定める目的の範囲内で当該認可地縁団体の名義で法律行為ができることとなります。（地方自治法第260条の2）
- ② 認可地縁団体が市長の指揮監督下に置かれることはありません。
（地方自治法第260条の2第6項）
- ③ 認可地縁団体は、法人格を取得したことにより法的な位置づけは変わりますが、それ以外においては、従前と変わりません。
課税に関しても認可の前後で変わらず、公益法人並みの扱いとされ、収益事業についてのみ課税をされるよう措置されています。
- ④ 認可地縁団体は、法人となりますので、破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に手続きを進めてください。（地方自治法第260条の22）
- ⑤ 市長は、認可要件を欠く場合又は不正な手段により認可を受けた場合は認可を取り消すことができます。（地方自治法第260条の2第14項）

(2) 認可地縁団体の認可状況について

認可地縁団体の地域別の認可団体数（令和6年12月末現在）は、以下のとおりです。

地 域	団体数
阿東	6 3
徳地	1 1
仁保	7
小鯖	1 6
大内	2 0
宮野	2 3
大殿	1
白石	1
湯田	7
吉敷	9
平川	1 8
大歳	1 3
小郡	2 6
陶	1 1
鑄銭司	9
名田島	1 1
秋穂二島	7
秋穂	2 2
嘉川	3 3
佐山	9
阿知須	2 4
計	3 4 1

(3) 申請をするための条件

(地方自治法第260条の2第2項)

次の4つの要件を満たしている自治会が認可の対象になります。

- ① その区域（自治会の区域）の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、その相当数の人が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。

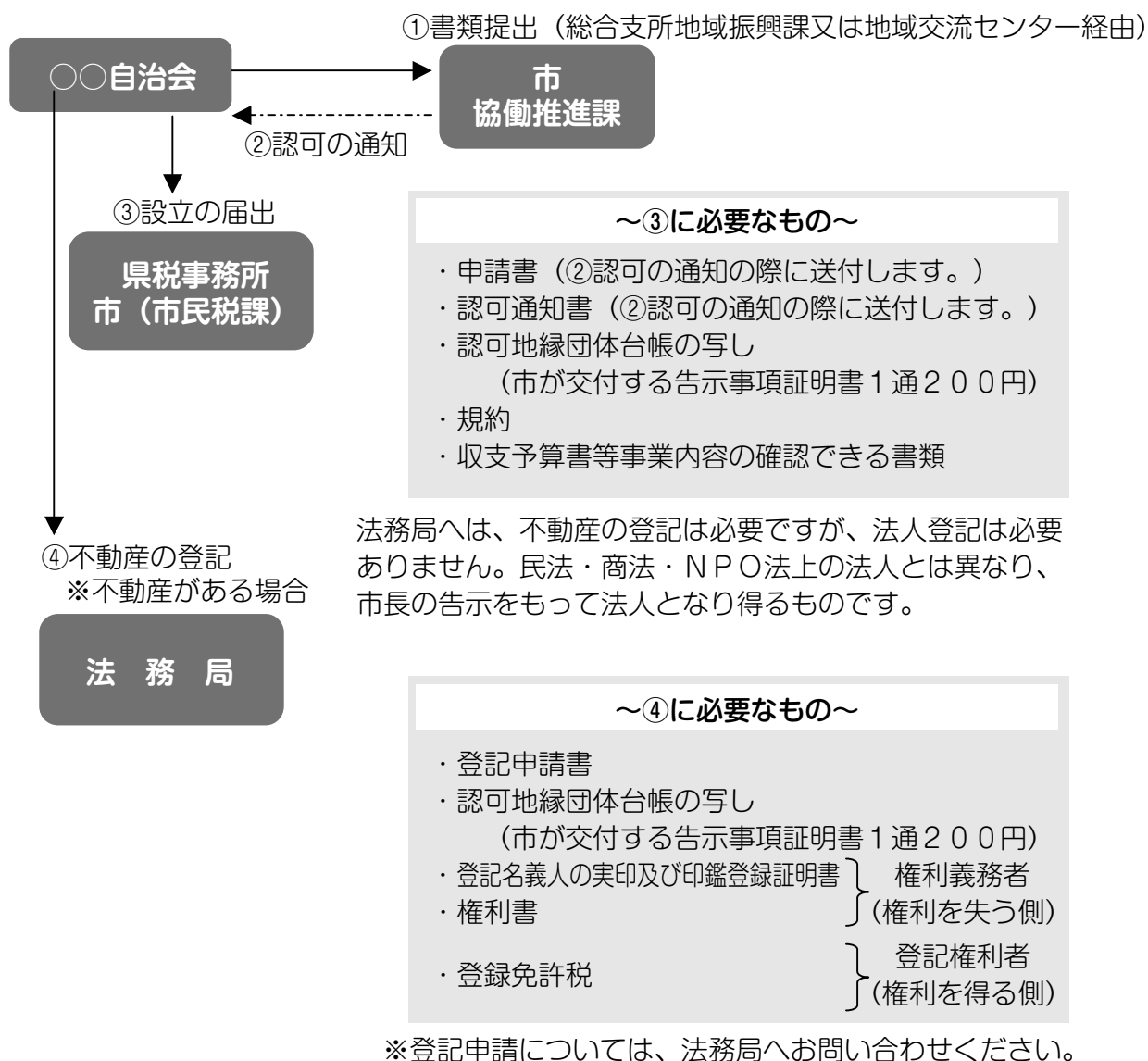
(4) 申請前に行うこと

- ① 総会に諮る前の規約制定（改正）案を協働推進課又は総合支所地域振興課に持参され、事前に内容についての協議をお願いします。
- ② 総会に諮っていただくこと
 - ・ 認可を申請する（認可地縁団体となる）ことについて
 - ・ 自治会規約の制定（改正）について
 - ・ 役員の選出について

(5) 申請時の提出書類

- ① 認可申請書
- ② 規約（参考例は市ウェブサイトに掲載）
- ③ 総会議事録
- ④ 構成員の名簿（構成員であれば、世帯主だけでなく世帯全員分記載）
- ⑤ 地域的な活動状況を示す書類（事業報告、決算書、事業計画、予算書等）
- ⑥ 代表者の就任承諾書

(6) 申請手続きのフロー



(7) 認可後の届出義務など

告示事項や規約の内容について変更があったときは、次の表のとおり届出をする必要があります。なお、告示事項に変更があった場合、届出に基づく告示が行われない限り、その事項について第三者に対抗できません。

また規約の内容に変更があった場合、市長の認可を受けなければ、その効力を生じません。

（地方自治法第260条の2第11項・第13項、第260条の3第2項）

変更事項		届出に必要な書類	備 考
告示事項	○代表者の 氏名及び住所	・ 告示事項変更届出書 ・ 代表者の就任承諾書 ・ 総会議事録	●添付する総会議事録 (1)原本または原本証明（議長等による「これは議事録の原本と相違ない 氏名○○○○」の記載）がなされた写しの提出をお願いします。 (2)変更事項について、総会で承認をされた旨の記載があるか確認をお願いします。
	○名 称 ○主たる事務所の所在地 ○規約に定めた目的 ○区 域（※①） ○規約に定めた解散事由	・ 告示事項変更届出書 ・ 規約変更認可申請書 ・ 規約（変更の内容及び理由） ・ 総会議事録	
	○規 約 （変更内容が上記以外のもの）	・ 規約変更認可申請書 ・ 新規約 ・ 変更の内容、理由がわかるもの ・ 総会議事録	●規約を変更する場合 総会に諮る前に市へ事前協議をお願いします。

※① 山地番・耕地番解消作業及び住居表示の実施により区域の表記が変更した場合も届出を行う必要があります。

(8) 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体は、不動産の登記名義人等の主体となることがありますが、財産管理等の中で本人性を確認するため印鑑登録証明書が求められることがあります。

印鑑登録証明書は、以下の手続きにより、協働推進課で交付できます。ただし、代表者等に変更が生じた場合、登録は抹消されるので注意してください。

① 印鑑登録の申請

申請に必要なものは次のとおりです。

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・ 登録しようとする認可地縁団体の印鑑
- ・ 代表者（個人）の登録印鑑及び印鑑登録証明書
- ・ 代理で手続される場合は、委任状

② 印鑑登録証明書の交付申請

交付に必要なものは次のとおりです。（1通200円）

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(9) 登記の特例

平成27年4月に地方自治法の一部改正により、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。相続人の住所が分からない等により所有権の保存又は移転が困難な場合、次の4つの要件を満たすものについて、市長が公的手続きを経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が登記の申請をできるようになりました。

要件 ①不動産を所有していること。

②不動産を10年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有していること。

③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。

④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

必要な書類

①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

②申請不動産の登記事項証明書（全部事項証明書）

③申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

④申請者が代表者であることを証する書類

⑤申請要件に該当することを疎明するに足りる資料

(10) 認可地縁団体制度の一部見直しについて（地方自治法の改正）

■地方自治法の一部改正により、以下の点が変更になりました。

① 表決権の行使の電子化（令和3年9月1日施行）

（認可地縁団体で電磁的方法（※）により表決を行わない場合は、以下の手続き等は必要ありません。）

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約または総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決することができるようになりました。

今後は、規約の改正または総会の決議を行えば、電子メール等で表決することも可能となります。

※電磁的方法には、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などがあります。

なお、いずれの方法についても、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないとされています。

規約の改正により対応する場合

電磁的方法により表決する場合で、自治会の規約に表決に関する規定があるものは、規約の変更が必要になります。また、規約に表決に関する規定がない場合は、当該規定の追加が必要になります。規約を変更する場合は、市長の許可を受ける必要がありますので、規約変更に係る届出をしてください。

【規約変更 例】 総会の書面表決等

(変更前)「やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の会員を代理人とする委任状を提出し表決を委任することができる」

(変更後)「やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法を持って表決し、又は他の会員を代理人とする委任状を提出し表決を委任することができる」

総会の決議により対応する場合

具体的な総会の開催時期や決議の方法等については、法令上特段定めはありませんので、それぞれの団体の実情等に応じて適切に判断していただくことになります。

例えば、1回の総会の決議をもって以後継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定することもできますし、毎年度総会を開催し、当該年度において電磁的方法による表決を可能とすることを決議することもできます。

② 許可を受けるための要件の見直し （令和3年11月26日施行）

（すでに認可地縁団体として認可されている場合や新たに認可地縁団体として認可を受ける予定のない場合は、手続き等の必要はありません。）

これまでの認可地縁団体制度は、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に、市長の許可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができるということを目的として導入されました。

しかし、今回の改正により、不動産等の保有の有無にかかわらず、認可を受けることができるようになりました。

これにより、不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う地縁による団体に法人格を付与することが可能となり、当該団体が地域で求められる役割を安定的・継続的に果たせるようになります。

③ 書面または電磁的方法による決議の規定の創設（令和4年8月20日施行）

ア 本来であれば総会において決議すべき事項について、総会を開催せずに書面または電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面または電磁的方法により決議を行うことができます。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

※書面または電磁的方法による決議を行うことについて、一人でも反対があれば、通常どおり総会を開催し討議する必要があります。

イ 本来であれば総会における決議事項について、構成員全員の書面または電磁的方法による合意があり、決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、この合意をもって書面または電磁的方法による決議があったものとみなされます。

※その決議事項について全員が賛成でなければ可決することはできません。一人でも否決であれば、通常どおり総会を開催し討議する必要があります。

以上のとおり、アの場合には計2回構成員の意思を確認する必要があるのに対して、イの場合は1回の意思の確認で足りるという違いがあります。しかし、アの場合は、通常決議要件が適用されるため必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができるのに対して、イの場合は構成員全員の賛成でなければ可決することができないという違いがあります。

- ④ 解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（令和４年８月２０日施行）

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数が３回以上から１回に変更となりました。

- ⑤ 認可地縁団体同士の合併の創設（令和５年４月１日施行）

認可地縁団体は、総会の決議により同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

詳しくは下記担当までお問い合わせください。

○認可地縁団体規約例

市ウェブサイトにてご覧ください。（下記URL）

○認可地縁団体申請・届出様式

市ウェブサイトでダウンロードいただくか、お近くの地域交流センターまたは各総合支所地域振興課にてお受取ください。（下記URL）

HP：<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/25/97031.html>

山口市トップページ → 組織で探す → 協働推進課

→ 認可地縁団体 申請・届出様式一覧／規約参考例



問合せ先

地域生活部 協働推進課 地域づくり支援担当

TEL（０８３）９３４－２９６６

E-mail：kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp